

都市計画区域外*に建築等を予定している皆様へ

*裏面をご確認ください

令和7年4月1日から

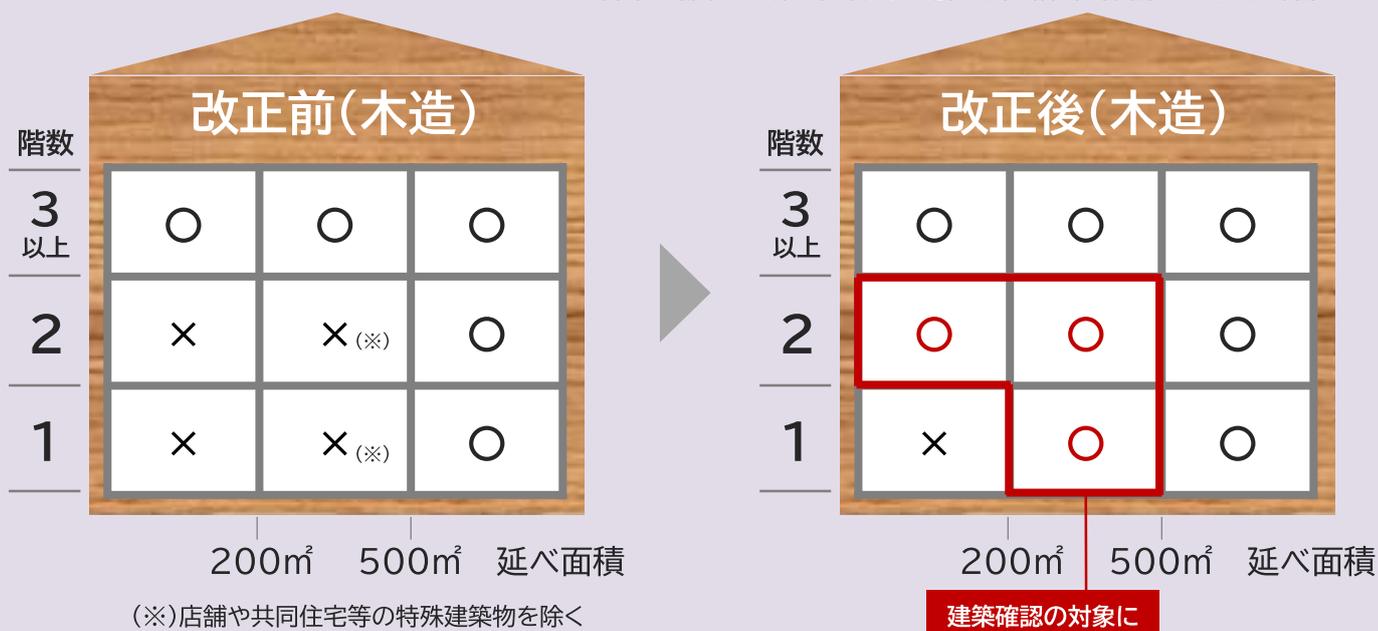
都市計画区域外における

木造建築物の 建築手続が変わります！

埼玉県
からの
お知らせ

階数2以上または延べ面積200㎡超の木造建築物は
建築基準法による建築確認及び完了検査等の手続*が必要となります

* 新築、増築、改築、移転、大規模な修繕・模様替えをする場合



たとえば…

物件例 (新築、大規模な修繕・模様替えの場合)	建築確認申請・完了検査等の手続き	
	令和7年3月31日までに 着工する物件	令和7年4月1日以降に 着工する物件
木造平屋80㎡の戸建て住宅	不要	不要
木造平屋200㎡の長屋	不要	不要
木造平屋250㎡の事務所	不要	要
木造2階建て80㎡の戸建て住宅	不要	要

なお、木造以外の建築物は、これまで通り階数2以上または延べ面積200㎡超から必要です

